

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号 156-[REDACTED]

(ふりがな) とうきょうと せたがやく [REDACTED]

住所 東京都 世田谷区 [REDACTED]

(ふりがな) [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

わが国の電波利用料は、現行の無線局全体に利益が及ぶ電波利用共益事務の財源に充てるため、その実費を徴収する広義の手数料と位置づけられてきた。したがって、電波利用料は、個々の免許人ではなく総体としての免許人が受ける現時点の便益に着目した受益者負担制度という性格を備えている。実際、歳出の約 1/4 を占める総合無線局監理システムにかかる費用を除けば、他の共益事務にかかる費用を安定的かつ合理的な方法で個々の免許人に配賦する仕組みを求めるることは困難であり、従来、すべての無線局が均等に負担するということで合意が得られてきた。

このような合意に対し異論が高まる一方、周波数の逼迫問題が極めて深刻な状況にある今日、逼迫問題を緩和するような新たな負担方法に関して合意を得ることは時宜を得ている。逼迫問題の緩和策として需要管理策及び供給拡大策の双方が挙げられる。

前者に関しては、免許人・免許申請者に非効率な利用を自発的に諦めさせ、集約的利用の誘因を与えるような料金制度が求められる。排他的な電波利用形態では、逼迫問題の対象は無線局ではなく帯域にあるので、料額の設定に際し、電波利用の量的要素や、逼迫問題が深刻な周波数帯・地域において無線周波数の経済的価値を反映させることは、的を射ている。その際、免許不要局や国や地方自治体の開設する無線局も課金対象とすることは、周波数帯をめぐる消費の競合性の観点から合理的と言えよう。

後者に関しては、電波の高度利用を図る研究開発を促す制度が求められる。現行の技術試験事務と比べ、基礎研究を中心とする研究開発は受益者が特定しにくく公共財的側面を有する。また、その成果により無線周波数の消費の競合性が軽減され、無線周波数の経済的価値が下がるので、研究開発の財源として経済的価値を反映した料金を充てることは、結果的に電波利用者の受益につながる。ただし、そこには受益と負担との間に時間的な乖離が存在するので、先発者利益の存在など、受益者負担原則を拡大解釈する必要がある。

一方、デジタル格差是正への電波利用料の充当に関しては、資源配分上の問題としての位置づけは困難だが、免許人の合意の下で所得再配分上の問題として説明され得る。他方、共用型の電波利用に関しては、他の無線システムへの干渉や同一システムの利用者間での混雑を回避する観点から、ピグー的課税として課金が正当化され得る場合も存在しよう。